

# 第16期定時株主総会 招集ご通知



## 日時

2019年12月20日（金曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

## 場所

東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号  
日本橋浜町Fタワープラザ3階  
Fタワープラザホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）  
3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定  
の件

**リビン・テクノロジーズ株式会社**

証券コード 4445





株主の皆様へ

2019年6月28日

東京証券取引所マザーズ市場へ  
上場いたしました。

代表取締役社長

川合 大無

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当社は、おかげさまでもちまして、2019年6月28日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。

今後も、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーのご期待に応えるべく事業に邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 事業の概要

WEBテクノロジーと不動産を融合した不動産会社比較パーティカルメディア「リビンマッチ」の企画・開発・運営等

### 社名の由来

「暮らしに役立つサービスで社会の進歩を促すテクノロジーカンパニー」

### ミッション (目的地)

人々の生活に密着した手放せないレベルのインターネットサービスを提供し、世の中に必要不可欠な企業になる

 **TOPICS 1** 2019年6月28日 東京証券取引所マザーズ市場へ上場

当社が株式上場を目指した理由は、不動産会社比較バーティカルメディア「リビンマッチ」の認知度の大幅な向上を図り、より多くのエンドユーザーの皆様へ「リビンマッチ」の利用機会を増やしていただくことで、人々の生活に密着した手放せないレベルのインターネットサービスを提供し、世の中に必要不可欠な企業への第一歩とするためであります。

また、調達した資金で、優秀な人材を確保し、新機能・新サービスの開発スピードを上げ、より高い付加価値のサービスを提供し続けることで、持続的な企業価値の向上につながっていくものと考えております。

 **TOPICS 2** 2019年9月17日 名古屋オフィス開設

当社は東京本社のほか、大阪、福岡にそれぞれ拠点を構え営業人員を配置し、「リビンマッチ」加盟企業の拡大を推進してまいりましたが、愛知・岐阜・三重・静岡・長野の5県における加盟企業開拓の強化を図るため、新たに名古屋オフィスを開設いたしました。

全国各地からのエンドユーザーの依頼に応えるため、新規加盟企業開拓のスピードを上げ、地方都市圏におけるマッチング件数の増加を図ることで、エンドユーザー・加盟企業双方の満足度向上を目指してまいりたいと考えております。



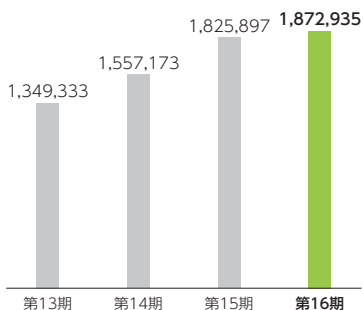


# 決算概況

- 営業収益は前期比+2.6%、経常利益は前期比+3.9%となりました。
- 当期純利益は前期比△3.1%となり、その結果、1株当たり当期純利益は前期比△7.8円となりました。
- 純資産／総資産、1株当たり純資産額は、株式上場による資金調達に伴い大きく増加いたしました。

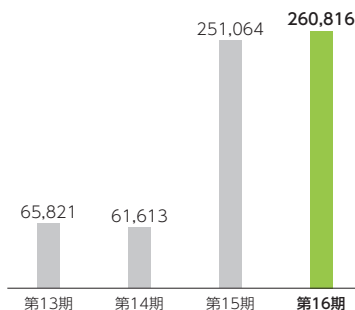
## □ 営業収益

(単位：千円)



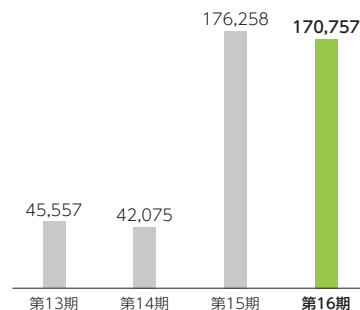
## □ 経常利益

(単位：千円)



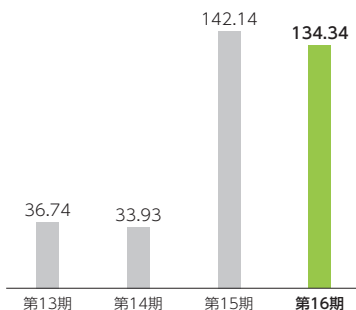
## □ 当期純利益

(単位：千円)



## □ 1株当たり当期純利益

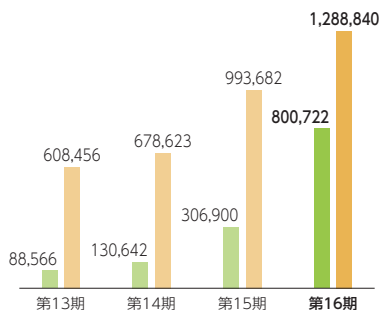
(単位：円)



## □ 純資産／総資産

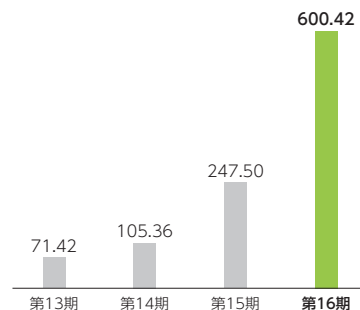
(単位：千円)

■ 純資産 ■ 総資産



## □ 1株当たり純資産額

(単位：円)



(注) 当社は、2018年5月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2018年9月11日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号  
リビン・テクノロジー株式会社  
取締役社長 川 合 大 無

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2019年12月20日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号<br>日本橋浜町Fタワープラザ3階 Fタワープラザホール<br>（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第16期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件                                |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役1名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役の報酬額改定の件   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lvn.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lvn.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社を取り巻くインターネット業界・インターネット広告市場においては、スマートフォンを中心としたモバイルインターネットの普及とSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の拡大により、引き続き順調な成長が見込まれております。

このような状況のもと、当社は、現行サービスのブランド力の強化及び認知度向上を図り、エンドユーザーに親しみやすいサイトへ成長していくために、2018年11月15日をもってサイト名称を「リビンマッチ」に変更いたしました。変更後のサイト名称について引き続き認知度の向上を図り、より多くのエンドユーザーに利用していただくため、SNSの活用やスマートフォンを利用した媒体への出稿など幅広い広告展開を行いました。また、エンドユーザーの利便性向上を図るため、スマートフォン向けアプリ「らくらく査定」の提供を開始いたしました。さらに、エンドユーザーとタイムリーなコミュニケーションを取ることを可能にするため、「LINE」の通知メッセージによるリマインド通知の活用を開始いたしました。

一方で、当社が不動産業界にとって必要不可欠な存在となるために、加盟企業が利用しやすい柔軟な利用料体系を推進し、査定書作成ツール等を活用したコンサルティング営業の強化、不動産業界に特化した人材紹介サービスの拡充等を実施いたしました。特に人材紹介サービスについては、求職者向け専門サイト「不動産&建設転職エージェント」を開始し、より多くの人材マッチングを実現するためのプラットフォームの整備を行いました。また、新規加盟企業開拓のスピードを上げ、地方都市圏におけるマッチング件数の増加を図るため、2019年9月17日に名古屋オフィスを開設いたしました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は1,872,935千円（前事業年度比2.6%増）、営業利益は265,650千円（同8.6%増）、経常利益は260,816千円（同3.9%増）、当期純利益は170,757千円（同3.1%減）となりました。

なお、当社は不動産プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は9,832千円であり、その主なものは、SEO対策のためのソフトウェア購入7,950千円であります。

③ 資金調達の状況

2019年6月28日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により322,920千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (2016年9月期)	第 14 期 (2017年9月期)	第 15 期 (2018年9月期)	第 16 期 (当事業年度) (2019年9月期)
営 業 収 益(千円)	1,349,333	1,557,173	1,825,897	1,872,935
経 常 利 益(千円)	65,821	61,613	251,064	260,816
当 期 純 利 益(千円)	45,557	42,075	176,258	170,757
1株当たり当期純利益 (円)	36.74	33.93	142.14	134.34
総 資 産(千円)	608,456	678,623	993,682	1,288,840
純 資 産(千円)	88,566	130,642	306,900	800,722
1株当たり純資産額 (円)	71.42	105.36	247.50	600.42

(注) 当社は、2018年5月23日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2018年9月11日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 既存サービスにおける持続的な成長

当社は、「不動産プラットフォーム事業」として、不動産会社比較バーティカルメディア「リビンマッチ」を軸に不動産・住宅業界に特化したサービスを提供しております。当社が今後も継続的に成長していくためには、エンドユーザー及び加盟企業のニーズを把握し、「リビンマッチ」の魅力、認知度を向上させることで、オーガニック経由の集客を強化し、広告の費用対効果と利益率を向上させることが重要であると認識しております。

この課題に対応するため、当社ではこれまでWEBマーケティングの内製化によりノウハウを蓄積してまいりました。今後も「リビンマッチ」のコンテンツ及びサービスメニューの拡充による利便性向上等、エンドユーザー及び加盟企業から選ばれるサービスを提供してまいります。

#### ② 新規サービスの開発

現在、当社は不動産・住宅業界に特化したマッチングサービス及びブランディングサービスを提供しておりますが、当社のサービス提供領域以外においても、不動産テックによるサービスは続々と実用化され、不動産業界全体に大きな変革をもたらしていくものと考えられます。

当社では、「インターネットサービスを利用して、人々の生活に密着した手放せないサービスを提供し、世の中に必要不可欠な企業になる。」という企業理念を実現し、企業価値及び株主価値の向上を目指すために、今後もエンドユーザー及び加盟企業から支持される新規サービスを開発してまいります。



### ③ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、業務の整理を推進して効率化を図るとともに、事業等のリスクを適切に把握・対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、経営の公平性や透明性を確保し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

### ④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長に応じた組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

人材の確保においては、新卒採用と中途採用を併せて実施しており、当社の求める資質を兼ね備えつつ、企業風土にあった人材を登用する方針であります。

また、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力の底上げを行っていくことで、組織体制の強化に取り組んでまいります。

### ⑤ システムの安定性の確保

当社の運営する不動産会社比較バーティカルメディア「リビンマッチ」は、インターネット上でサービスを提供しているため、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。このため、人員の拡充や、サーバーの増設等の設備投資を継続的に行うことで、システムの安定性の確保に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

当社は、不動産一括査定サイト「リビンマッチ」の運営を中心とした不動産プラットフォーム事業を主な事業とし、併せて、これらに附帯する一切の事業を営んでおります。

(6) **主要な営業所** (2019年9月30日現在)

本社	東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号 さくら堀留ビル8階
大阪オフィス	大阪府大阪市北区南扇町7番17号 MF梅田ビル8階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番34号 博多ICビル6階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目19番25号 MS桜通ビル9階

(7) **従業員の状況** (2019年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
49名(16名)	3名増	33.7	2.5

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年9月30日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社三井住友銀行	155,822
株式会社三菱UFJ銀行	45,002
株式会社みずほ銀行	19,179

(9) **其他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,333,600株 |
| (3) 株主数      | 1,033名     |
| (4) 大株主      |            |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
川合 大無	547,700	41.06
川合商会株式会社	400,000	29.99
株式会社SBI証券	35,600	2.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	18,900	1.41
みずほ証券株式会社	12,700	0.95
岡村 茂樹	9,800	0.73
岩井コスモ証券株式会社	8,200	0.61
松井証券株式会社	6,600	0.49
小山 礼仁	6,200	0.46
マネックス証券株式会社	6,200	0.46

(注) 自己株式は保有していません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権		第 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2016年9月26日		2018年5月23日	
新 株 予 約 権 の 数		9個		538個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	3,600株 400株)	普通株式 (新株予約権 1 個につき	2,152株 4株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	16,000円 40円)	新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	2,772円 693円)
権 利 行 使 期 間		2018年9月27日から 2026年9月26日まで		2020年5月24日から 2028年5月23日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数	7個	新株予約権の数	223個
		目的となる株式数	2,800株	目的となる株式数	892株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	新株予約権の数	2個	新株予約権の数	315個
		目的となる株式数	800株	目的となる株式数	1,260株
		保有者数	1名	保有者数	3名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

3. 上記のうち、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）2名、取締役（監査等委員）1名が保有している第3回新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2019年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 合 大 無	
取締役	小 櫻 耕 一	不動産プラットフォーム事業本部長兼マーケティング部長
取締役	佐 藤 慎 也	管理本部長
取締役 (常勤監査等委員)	藤 井 千 敏	
取締役 (監査等委員)	平 石 英 皓	
取締役 (監査等委員)	長 富 一 勲	長富一勲公認会計士事務所所長 株式会社アйдママーケティングコミュニケーション社外取締役

- (注) 1. 取締役藤井千敏氏、平石英皓氏及び長富一勲氏は、社外取締役であります。
2. 取締役長富一勲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員を選定することとし、監査等委員会の決議により、藤井千敏氏が常勤監査等委員に選定されております。
4. 当社は、社外取締役藤井千敏氏及び長富一勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員である取締役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (監査等委員を除く。)	3	69,762
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合 計 (うち社外取締役)	6 (3)	80,562 (10,800)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2018年12月27日開催の第15期定時株主総会において、年額250百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2017年12月28日開催の第14期定時株主総会において、年額12百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）長富一勲氏は、長富一勲公認会計士事務所の所長であり、株式会社アイドマーケティングコミュニケーションの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 (常勤監査等委員) 藤井千敏	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 大手化学メーカーの管理部門責任者・監査役として業務に携わった経験及びその見識に基づき、社外の公正・客観的な立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 平石英皓	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 大手食品会社の取締役・監査役として経営に携わった経験及びその見識に基づき、社外の公正・客観的な立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 長富一勲	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地からの分析・評価に基づき、社外の公正・客観的な立場から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,850千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,350千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うため、コンプライアンス管理規程を制定し、その周知徹底を図ります。
  - (b) 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員に報告します。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築、運用します。
  - (c) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その周知徹底を図ります。
  - (d) 取締役会は、法令や諸規則に基づく適法性及び経営判断に関する妥当性を確保するべく、業務執行の決定と取締役の監督を行います。
  - (e) 監査等委員会は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監督・監査します。
  - (f) 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。
  - (b) 取締役及び監査等委員は、必要に応じて (a) の文書等を閲覧できるものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握、評価及び管理し、統合的にリスク管理を行うことでリスクの顕在化の防止、損失の最小化を図ります。
  - (b) 不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容に応じて顧問弁護士や外部の専門機関等と連携して、損失を最小限に抑えるため、迅速かつ適切に対応します。
  - (c) 経営全般に係るリスク管理を行うために、リスク管理規程、コンプライアンス管理規程を定め、内部監査担当により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行います。

- (d) 取締役及び主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるように努めます。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回の定時開催及び必要に応じて随時開催します。
  - (b) 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的かつ迅速に職務を執行します。
  - (c) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等、各種社内規程を定めることにより、責任の範囲及び権限を明確化し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保します。
  
- ⑤ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項
  - (a) 監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を置くことを、取締役会に求めることができます。
  - (b) 監査等委員である取締役を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令系統から独立しております。
  - (c) 監査等委員である取締役を補助すべき使用人の人事に関しては、監査等委員会の同意を必要としております。
  
- ⑥ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制
  - (a) 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときには、監査等委員である取締役に對して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとします。
  - (b) 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役の要請に応じ、速やかに職務執行の状況等を報告するものとします。
  - (c) 監査等委員への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかにこれに応じることとします。

- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
- (b) 監査等委員である取締役は、社内の重要会議に出席し、意見を述べるができるものとします。また、必要に応じて、監査法人や弁護士などの外部の専門家と意見交換を行い、助力を得ることができるものとします。
- (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当と、会社の監査に関して定期的に意見交換を行うなどして緊密な連携を図ります。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、信頼性のある財務報告を行うのに必要な知識、技術を有する使用人を配置します。
- (b) 会計基準その他の法令を遵守し、経理規程等を整備して適切な会計処理を行うとともに、一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備、運用の評価を定期的を実施し、業務改善を継続的に行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会及び経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査等委員会は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

# 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,174,066</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>328,115</b>
現金及び預金	896,409	買掛金	5,247
売掛金	258,656	1年内返済予定の長期借入金	60,000
前払費用	23,668	未払金	139,135
その他	1,853	未払費用	57,572
貸倒引当金	△6,522	未払法人税等	42,690
<b>固 定 資 産</b>	<b>114,774</b>	未払消費税等	5,296
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,276</b>	前受金	15,557
建物	7,046	預り金	2,615
器具備品	2,230	<b>固 定 負 債</b>	<b>160,003</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,580</b>	長期借入金	160,003
ソフトウェア	9,059	<b>負 債 合 計</b>	<b>488,118</b>
商標権	520	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>95,916</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>800,722</b>
投資有価証券	40,000	資本金	192,532
破産更生債権等	2,403	資本剰余金	161,532
繰延税金資産	12,989	資本準備金	161,532
その他	42,927	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>446,658</b>
貸倒引当金	△2,403	その他利益剰余金	446,658
		繰越利益剰余金	446,658
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,288,840</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>800,722</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,288,840</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,872,935
営業費用	1,607,285
営業利益	265,650
営業外収益	
受取利息	7
有価証券利息	1,000
助成金の収入	10,440
その他	3,128
<b>営業外費用</b>	
支払利息	1,305
市場関連費用	18,104
経常利益	260,816
税引前当期純利益	260,816
法人税、住民税及び事業税	79,459
法人税等調整額	10,599
当期純利益	170,757

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	31,000	—	—	275,900	275,900	306,900	306,900
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	161,532	161,532	161,532			323,064	323,064
当 期 純 利 益				170,757	170,757	170,757	170,757
当 期 変 動 額 合 計	161,532	161,532	161,532	170,757	170,757	493,821	493,821
当 期 末 残 高	192,532	161,532	161,532	446,658	446,658	800,722	800,722

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月27日

リビン・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リビン・テクノロジーズ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月27日

リビン・テクノロジーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 藤 井 千 敏 ㊞

監査等委員 平 石 英 皓 ㊞

監査等委員 長 富 一 勲 ㊞

(注) 監査等委員藤井千敏、平石英皓及び長富一勲は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを明確にし、当社の現行定款をより状況に即した内容に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(期末配当金)</u>            第42条 当社は、株主総会の決議によって、            毎年9月30日の最終の株主名簿に記載            または記録された株主または登録株            式質権者に対し、金銭による剰余金の            配当（以下、「期末配当金」という。）            を支払う。</p>	(削 除)
<p><u>(中間配当金)</u>            第43条 当社は、取締役会の決議により、毎            年3月31日の最終の株主名簿に記載            または記録された株主または登録株式            質権者に対し、会社法第454条第5項            に定める剰余金の配当（以下「中間配            当金」という。）を行うことができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2 未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には、利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年9月末日とする。</u> 2 <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年3月末日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第44条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2 未払いの配当金には、利息をつけない。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いしたいと思います。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

かわい だ い む  
**川合 大無** (1975年7月26日生)

所有する当社の株式数…………… 547,700株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1998年4月	ニチモウ(株) 入社	2004年1月	当社設立 代表取締役社長就任
2000年7月	パリュエコマース(株) 入社		(現任)
2003年2月	(株)サイバーエージェント 入社		

**取締役候補者とした理由**

当社の創業者であり、インターネット広告業界における豊富な知識と経験に基づき、代表取締役として長年にわたって経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

こざくら こういち  
**小櫻 耕一** (1974年6月26日生)

所有する当社の株式数…………… 1,200株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1993年4月	日立マクセル(株) 入社	2016年4月	当社不動産プラットフォーム事業本部長兼マーケティング部長
2000年10月	(株)イード 入社		
2005年4月	(株)ネットマイル 入社	2016年9月	当社取締役就任 (現任)
2012年2月	(株)ウイング 入社	2019年11月	当社不動産プラットフォーム事業本部長兼不動産メディア部長
2014年8月	当社入社		(現任)
2014年10月	当社マーケティング部長		

**取締役候補者とした理由**

インターネットマーケティングに関する豊富な知識と経験を有しており、当社の不動産プラットフォーム事業本部長として企業価値の向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

さとう しんや  
佐藤 慎也 (1974年1月18日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

**【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1997年4月	千代田火災海上保険(株) (現・あいおいニッセイ同和損保(株)) 入社	2013年6月	(株)メルシス 入社
2003年10月	朝日監査法人 (現・有限責任あずさ監査法人) 入所	2016年2月	当社入社 管理部長
2011年10月	(株)マツモトキヨシ 入社	2016年9月	当社取締役就任 (現任)
		2017年9月	当社管理本部長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の管理本部長として企業価値の向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 川合大無氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役平石英皓氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お お し た て つ ろ う  
**大下 徹朗** (1976年6月29日生) 所有する当社の株式数…………… 0株

新任	【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】			
社外	1999年10月	(株)サイバーエージェント 入社	2014年 5月	ミイル(株) 代表取締役
	2005年 7月	同社 インターネット広告事業 本部統括	2016年 7月	(株)アイスタイル ブランドパートナー本部長
	2010年10月	(株)サイバーエージェント・キャピタル 取締役	2019年 4月	(株)パーソル総合研究所 執行役員 (現任)
	2013年11月	(株)スペイシーズ 取締役COO		

#### 社外取締役候補者とした理由

インターネット業界における事業責任者や経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社との間で幹部社員教育に関する業務委託契約を締結していたことがあり、それらを当社の監査等に活かしていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大下徹朗氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大下徹朗氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

#### **第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件**

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2017年12月28日開催の第14期定時株主総会において、年額12百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、昨今の経済情勢や当社の業容の拡大等諸般の事情を考慮いたしまして、年額20百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名（全員が社外取締役）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されましても、監査等委員である取締役は3名（全員が社外取締役）となり、員数に変更はありません。

以 上





# 事業内容

当社の営む事業である「不動産プラットフォーム事業」は、サービスの種類ごとに分けて、「マッチングサービス」と「ブランディングサービス」から構成されています。

### マッチングサービス

見込客送客

人材紹介

マッチングサービスは、エンドユーザーと加盟企業を「マッチング」するサービスであり、「リビンマッチ」を通じて行われる加盟企業への見込客送客や、加盟企業への人材紹介がその内容になります。

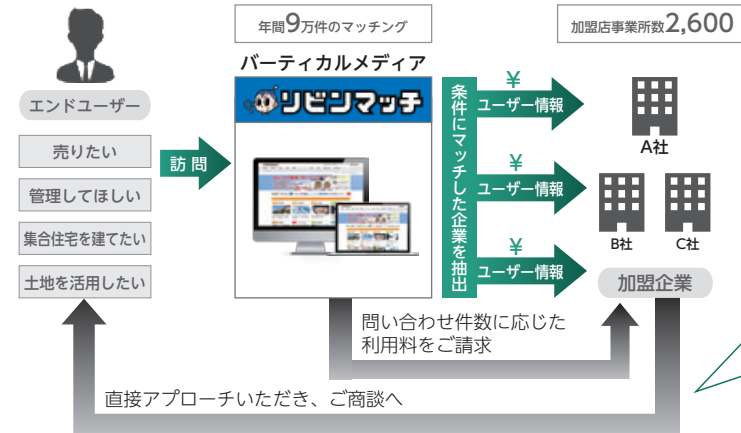
### ブランディングサービス

ビジネス情報提供

認知度アップ広告

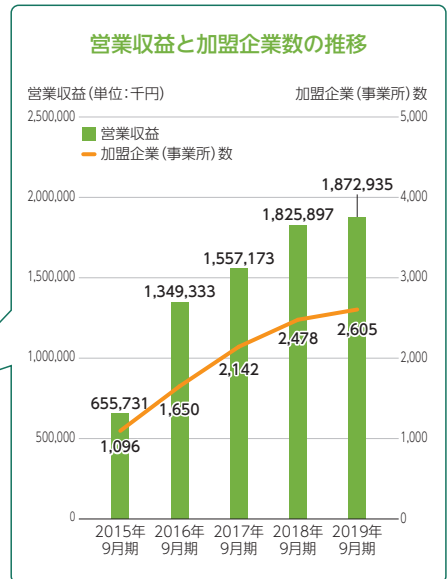
ブランディングサービスは、加盟企業の「ブランディング」をサポートするサービスであり、不動産・住宅関連ビジネス情報の提供や、加盟企業の認知度アップのための広告掲載がその内容になります。

## ■ マッチングサービス（見込客送客）の概要



### パーティカルメディアとは

「ある特定の分野に特化したコンテンツを掲載するメディア」のこと。広告出稿側にとって、あらかじめターゲットが絞られているため、希望するターゲットにリーチしやすいという利点があります。



# サービス

## ■ 不動産一括査定サービス

「不動産売却」「不動産買取」「任意売却」のメニューがあります。「不動産売却」は、不動産を売却したいエンドユーザーが、最大6社の加盟企業に一括で査定依頼することができるサービスです。



## ■ 不動産人材サービス

不動産・住宅業界に特化した人材紹介サービスを提供しています。求人情報、業界の仕事内容、転職成功ノウハウなどの情報提供も行っております。



## ■ 注文住宅／リノベーション比較サービス

「注文住宅」「リノベーション」のメニューがあります。それぞれ、注文住宅を建てたい、中古住宅を購入してリノベーションしたいエンドユーザーが加盟企業の中から一括で比較することができるサービスです。



## ■ ビジネス情報提供サービス

ビジネスマン向け不動産業界ニュースサイト「リビングマガジンBiz」や、全国不動産会社データベース等の情報提供を行っております。



## ■ 賃貸経営比較サービス

「土地活用」「賃貸管理」のメニューがあります。大家さん向けのサービスで、遊休地を有効活用したい、賃貸管理会社を探したいといったエンドユーザーが加盟企業の中から一括で比較することができるサービスです。



## ■ 不動産クチコミサービス

所有しているマンションのクチコミと、現在の相場でどれくらいの金額で売却することができるかの目安をチェックすることができるサービスです。

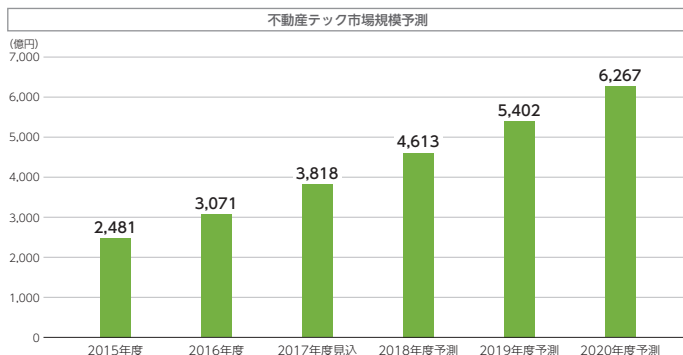




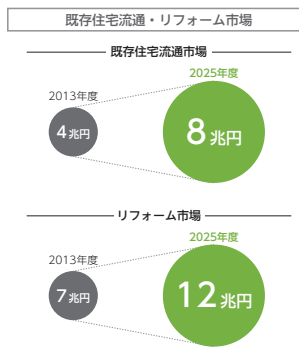
# 成長戦略

## 市場環境 ▶▶▶

- 1 不動産テック市場は2020年度には6,267億円と、2015年度の2.5倍に拡大
- 2 政府目標として、既存住宅流通・リフォーム市場を2025年度に20兆円へ
- 3 広告は紙からネットへシフト



出所) 株式会社矢野経済研究所 [2018年版不動産テック市場の実態と展望]



出所) 国土交通省 [住生活基本計画 (全国計画)]

## 成長戦略 ▶▶▶

### 1 不動産売却領域の拡大

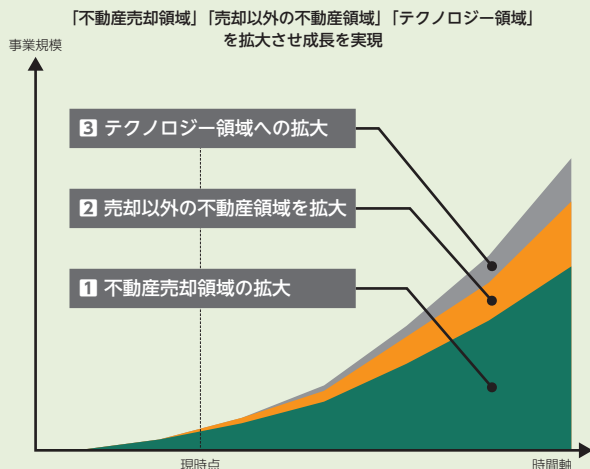
不動産売却領域をさらに拡大させ、圧倒的ナンバーワンになる

### 2 売却以外の不動産領域を拡大

【着手済】 土地活用、賃貸管理、人材紹介など  
 【未着手】 相続、空き家活用、不動産投資など

### 3 テクノロジー領域への拡大

業務管理システム、物件管理システムなどテクノロジー領域に拡大



## 株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号 日本橋浜町Fタワープラザ3階  
Fタワープラザホール

### 交通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」下車5番出口より徒歩5分  
都営新宿線「浜町駅」下車A2出口より徒歩5分  
東京メトロ日比谷線「人形町駅」下車A2出口より徒歩6分  
都営浅草線「人形町駅」下車A3出口より徒歩7分



当社のホームページでは株主・投資家の皆様に対して、企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.lvn.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。